

平成24年11月16日 評議員会決議

公益財団法人松戸みどりと花の基金役員及び評議員の報酬並びに
費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人松戸みどりと花の基金（以下「この法人」という。）定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬額は、別表1の定めるところによる。
- 3 常勤役員の報酬支給日は、松戸市特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の規定を準用する。

- 4 常勤役員以外の役員等が、理事会又は評議員会等に出席した場合には、別表2に定める金額を出席に対する謝金として支給することができる。ただし、地方公共団体の職員の身分を有する役員等には支給しない。
- 5 常勤役員に対し、毎年6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する場合は、報酬月額1か月分の賞与を支給することができる。
- 6 常勤役員の退職に当たっては、退職手当を支給しない。

(報酬の計算方法)

第4条 新たに常勤役員となり、報酬を受けることになったときは、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任されたときは、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 4 常勤役員が月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任されたときは、その報酬額はその月の現日数から勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。
- 5 前項の規定により、日割計算をもって報酬を支給する場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算する。

(費用弁償)

第5条 この法人の役員等が職務遂行に当たって発生する費用については、遅滞なく支給し、前払いを要するものは前もって支払うことができる。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表3のとおりとし、その支給については、松戸市職員の旅費に関する条例（昭和35年松戸市条例第17号）の規定を準用する。
- 3 常勤の役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29条）の規定を準用する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人松戸みどりと花の基金役員等の報酬及び費用弁償規程（平成3年3月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。

別表 1（第 3 条第 2 項関係）

役職名	報酬の額
常勤役員	月額 350,000 円 以内

別表 2（第 3 条第 4 項関係）

役職名	謝 金
評議員	日額 8,500 円
理事	日額 8,500 円
監事	日額 8,500 円

別表 3（第 5 条第 2 項関係）

役職名	車 賃 (1 km につき)	日 当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)	鉄道賃、船 賃、航空賃
役員等	37 円	3,000 円	15,300 円	3,000 円	松戸市一般 職の職員の 鉄道賃、船 賃及び航空 賃に相当す る額